

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年 7 月 1 9 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当性を主張しているものと解される。

請求人は、担当職員の指導指示によって診断書料を負担したという事実があるにもかかわらず、本件は、担当職員への事実確認を始めとした調査などを十分に行った上で、慎重に検討され決定した処分ではなく、却下理由が不明確、不適切であり、却下処分に至るまでの処分庁の違法な対応、態度に不服がある。

また、書面受付の令和元年 7 月 8 日の翌日から起算し 1 4 日以上経過してから結果が通知されており、その理由も説明されていないため、違法である。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 3 月 2 3 日	諮問
令和 3 年 5 月 1 4 日	審議（第 5 5 回第 3 部会）
令和 3 年 6 月 1 0 日	審議（第 5 6 回第 3 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。
- (2) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条 3

項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。同条5項は、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとし、同条6項は、保護の実施機関は、前項本文に規定する期間内に3項の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (3) 法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされている。

法27条の2によれば、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができることとされている。

- (4) 法28条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができることとされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11・4・(1)・クによれば、同アないしキ（記載略）以外のその他の保護の決定実施上必要と認められるときは要保護者に対して検診を命ずることができることとされている。

なお、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、以下の事実がそれぞれ認められる。

請求人は、令和元年の転居に際し処分庁が検診命令を実施したところ、平成27年にも転居を希望した際に診断書料を自己負担したとして、処分庁に対し、その診断書料を請求する本件申請を行ったことが認められる。それに対し、担当職員は、請求人に支払えない旨を伝えるが、請求人は文書で回答をほしい旨述べていたことが認められる。

そこで、処分庁は、令和2年11月13日に実施された口頭意見陳述によると、本件に関してケース記録に詳細な記載がないこと、平成27年当時の担当職員に本件について確認したが、5年も前のことであり記憶にないとの返答であったことから、当時の担当職員が請求人に転居の必要があるとは認めていなかった、少なくとも処分庁からの指示で本件の診断書を取ったものとは認識していないとして、本件処分に至ったものと認められる。

そうすると、本件処分は、本件申請が平成27年当時の診断書料の請求であり、請求人の主張を裏付ける客観的な記録等が確認できないことから、平成27年当時請求人に転居の必要があったという判断には至らず、本件の診断書は処分庁が必要と判断したものではなかったとして行ったものであり、このような処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人は、第3のとおり、担当職員の指導指示によって診断書料を負担したにもかかわらず、担当職員への事実確認を始めとした調査などを十分に行った上で、慎重に検討され決定した処分ではなく、却下理由が不明確、不適切であり、却下処分に至るまでの処分庁の違法な対応、態度に不服があると主張するが、本件処分に違法、不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

また、請求人は、書面受付の令和元年7月8日の翌日から起算し14日以上経過してから結果が通知されており、その理由も説明されていないため違法であると主張する。

確かに、請求人が提出した証拠資料によると、本件処分通知書が入っていたと考えられる封筒に記載された日付は、同月23日とされていることから、請求人に本件処分通知書が到達したのは、それ以降となり、申請のあった日から14日を経過していたものと推測される。

しかし、法24条5項の趣旨が、「漏救、濫救に亘らぬよう適正な保護を実施するための調査を可能な限り敏速、的確に行い14日以内に早急に決定通知書を到達することに努め」ることにあることからすれば（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和60年、402頁参照）、申請のあった日から14日を過ぎて到達した決定通知書に、その理由（同条6項）が明示されていなかったとしても、そのことから直ちに当該処分が違法又は不当になるとまでは解されない。

本件においては、①本件処分の決定が本件申請から14日以内になされており、当該決定時点では、同条6項の理由を示す必要はなかったこと、②請求人からの証拠書類によっても、本件処分通知書の到達は14日を経過して数日後と推測されることからすれば、本件処分通知書に同項の理由の明示がなかったことをもって、本件処分を取り消す理由があると認めることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成